

松 山 大 学 論 集  
第 28 卷 第 3 号 抜 刷  
2 0 1 6 年 8 月 発 行

## フランスにおける連結除外の会計処理

村 上 宏 之

# フランスにおける連結除外の会計処理

村 上 宏 之

## I はじめに

フランスにおいては、EU（ヨーロッパ連合）で指定されている IFRS（国際財務報告基準）に準拠した連結財務諸表（*états financiers consolidés ; comptes consolidés*）の作成は、規制市場（Euronext Paris）に上場している企業については強制されているが、規制市場に上場していない企業（非上場企業）については任意である。当該 IFRS に準拠した連結財務諸表の作成を選択しない非上場企業には、フランス商法および CRC（会計規制委員会、現 ANC（会計基準審議会））規則第 99-02 号が適用される。

フランスの非上場企業が連結財務諸表を作成するときには、①排他的支配（*contrôle exclusif*）下に存する企業（子企業）については全部連結（*intégration globale*）、②共同支配（*contrôle conjoint*）下に存する企業（共同支配企業）については比例連結（*intégration proportionnelle*）および③重要な影響力（*influence notable*）下に存する企業（関連企業）については持分法適用（*mise en équivalence*）の 3 つの連結方法が用いられる（商法・法第 233 条の 18 および商法・規則第 233 条の 3 並びに CRC 規則第 99-02 号第 110 項）。全部連結においては、子企業の株式（持分）の帳簿価額は当該子企業の自己資本を構成する資産および負債のすべてに置き換えられる（商法・規則第 233 条の 3）。比例連結においては、共同支配企業の株式の帳簿価額は当該共同支配企業の自己資本を構成する資産および負債に対する共同支配投資企業の持分を表す部分に置き換えられる（商法・規則第 233 条の 3）。持分法適用においては、被投資企業の株式の帳簿

価額は当該被投資企業の自己資本に対してその株式が表す持分に置き換えられる（商法・規則第233条の3並びにCRC規則第99-02号第291項）。

いずれの連結方法によっても、最初の連結日においては、取得した株式の取得原価は支払対価の公正価値（*juste valeur*）プラス取得に直接要した支出額（税金控除後）であり、被取得企業（被投資企業）の識別可能資産および負債は全面時価評価法（*méthode de la réestimation totale*）に基づく公正価値によって評価される。そして、株式の取得原価と識別可能資産および負債の公正価値に対する持分との差額がのれん（*écart d'acquisition*）として認識されうる。

本稿は、IFRSに準拠した連結財務諸表を作成することを選択しないフランスの非上場企業がフランス会計基準に準拠して連結財務諸表を作成する場合に、従前に連結されてきた企業を連結の範囲から除外するときの会計処理を中心に、その他持分比率の変動に関連する事項（持分比率が減少しても引き続き連結の範囲に留まる企業の場合を除く）の会計処理に関して、フランス会計基準の現状とその特徴を明らかにしようとするものである。

## II 連結の範囲からの除外

### 1 連結除外日

企業は、支配（排他的支配もしくは共同支配）または重要な影響力の移転日（喪失日）において、連結の範囲から除外される。支配または重要な影響力の移転日は、一般に、売却される株式の移転に結び付いた議決権の移転日に付随する（CRC規則第99-02号第1021項および第23100項並びに第280項および第290項）。したがって、支配または重要な影響下に存する企業の株式の売却契約が連結決算日に締結される場合でも、売却企業が未だ支配または重要な影響力を有しているときには、売却企業は当該企業を引き続き連結する（CRC規則第99-02号第1021項並びに第290項）。連結の範囲からの除外（連結除外）が不均等引受による資本増加に伴う持分比率の減少（CRC規則第99-02号第2320項並びに第294項）に関連するときには、支配または重要な影響力の移

転が株式の移転前に行われる場合を除いて、当該除外日は当該資本増加の実行日である。また、合併（fusion）または資産の一部拠出（apport partiel d'actifs）が不均等引受による資本増加に伴う持分比率の減少を引き起こして、従前に連結されている企業に対する支配または重要な影響力が喪失されるときには、連結除外日は当該取引の実行日（臨時株主総会開催日）である<sup>1)</sup>。

支配または重要な影響力の移転が株式の移転前に行われる例外的な場合に、支配または重要な影響力の喪失が株式の移転と結び付いた議決権の移転（または資本増加の実行）前に有効であることの理由を売却企業が事実上の要素別に示すことができるときには、連結除外日は当該株式に付与された議決権の移転日（または資本増加日）の前となりうる。この例示として、次のときが挙げられる（CRC 規則第 99-02 号第 1021 項並びに第 290 項）<sup>2)</sup>。

- ① 株式の売却（または不均等引受による資本増加に伴う持分比率の減少）が存する場合に、株式および当該株式に付与された議決権の移転日前に、当該株式を取得する企業が次のいずれかの理由のために支配または重要な影響力を行使することができているとき。
  - ①a 指揮機関または監督機関の構成員の交代
  - ①b 連結決算日前に関係当事者間で締結された株式の売却契約（ただし、売却企業が連結決算日において支配または重要な影響力を行使する場合には、株式の売却契約が連結決算日に締結されるという事実だけでは、連結除外とするには十分ではない。また、遡及条項の存在だけでは、株式の移転日（または持分比率の減少を伴う資本増加の実行日）とは異なる日を支配または重要な影響力の移転日とするには十分ではない）
- ② 株式の売却（または不均等引受による資本増加に伴う持分比率の減少）は存しないが、厳しい長期にわたる制限のために企業集団が支配または重要な影響力を喪失するとき。この場合、連結除外日は当該制限の発生日に付随する。

なお、短期間のうちに再取得を行うために支配または重要な影響力を喪失す

ることのない連結企業株式の一時売却は、当該株式を一時的に売却する企業の決算日において、連結財務諸表の作成に影響を及ぼしてはならない（CRC規則第99-02号第1021項並びに第290項）。

## 2 株式の全部売却による連結除外

### (1) 連結売却損益の算定

連結売却損益（plus ou moins-value de cession）は、株式の売却日（移転日）までの損益、のれん未償却額および連結自己資本に計上されている企業集団持分である換算差額（*écart de conversion*）（為替換算調整勘定）を含む、株式を売却される企業（被売却企業）の連結最終価値（*dernière valeur en consolidation*）から算定される（CRC規則第99-02号第23101項）。したがって、株式を所有していた企業によって実現される連結売却損益は、株式の売却日における(a)株式の売却価格と(b)被売却企業自己資本に対する売却持分の連結最終価値との差額として算定されなければならない。

#### (a) 株式の売却価格

連結財務諸表において、株式の売却価格は、株式売却の対価として売却企業が受け取る現金または株式その他資産の公正価値と一致する<sup>3)</sup>

株式の売却が現金または現金同等物（*équivalents de liquidités*）の引渡によって行われる場合には、株式の売却価格の公正価値はその名目価値である。支払いの繰延または分割払いが行われかつ割引（*actualisation*）の影響が重要である場合には、株式の売却価格の公正価値はその割引現在価値（*valeur actualisée*）である<sup>4)</sup>

株式の売却が現金または現金同等物による引渡ではなく、株式その他資産との交換によって行われる場合には、売却価格は交換で受け取る株式その他資産の公正価値である<sup>5)</sup>

#### (b) 売却持分の連結最終価値

株式の全部売却の場合には、被売却企業自己資本に対する売却持分の連結最終価値は次の要素の合計額である（CRC規則第99-02号第23101項）<sup>6)</sup>

- ① 売却日における被売却企業自己資本に対する持分（自己資本には、売却事業年度期首と売却日との間に当該企業が実現した損益を含む）
- ② 売却日におけるのれん未償却額（正味帳簿価額）
- ③ 売却日における連結自己資本に計上されている換算差額（企業集団持分）  
売却日において連結自己資本に計上されている換算差額は、株式の売却事業年度の損益として戻し入れられなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 32011 項）。

## (2) 連結売却損益の会計処理

株式の売却損益は、それが実現される日、すなわち、支配または重要な影響力が取得企業へ移転される日に、連結損益計算書において認識される（CRC 規則第 99-02 号第 23101 項並びに第 294 項）。個別財務諸表においては、株式の売却損益の計上は当該株式の所有権の移転日に結び付いたままである。したがって、支配または重要な影響力の移転日が当該株式の移転日前に存し、かつ、これら 2 つの移転日が 2 事業年度にわたって存する場合には、個別売却損益と連結売却損益は各事業年度において認識されなければならない<sup>7)</sup>。

株式の売却損が発生する可能性が高い場合には、支配の移転日にかかわらず、連結財務諸表において引当金が設定されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 23101 項）。株式の売却損（未実現損失）に係る引当金が設定されるためには、その発生の可能性が高いほかに、次の 3 つの要件がすべて満たされなければならない<sup>8)</sup>。

- ① 減損処理（*dépréciation*）されるべき資産項目が明確に特定化されること。
- ② 売却損（未実現損失）は、決算日における株式価値の減少に関連すること（商法・法第 123 条の 20）。
- ③ 引当金の計上額および売却価格は、遅くとも連結財務諸表作成日において、ある程度正確に（*avec une certaine précision*）見積もることができること（PCG（プラン・コンタブル・ジェネラル）第 513 条の 4 および第 831 条の 2 第 4 項）。

発生の可能性が高い売却損（未実現損失）に関する会計処理方法は、被売却企業が全部連結子企業または比例連結共同支配企業か持分法適用企業かによって異なる。被売却企業が全部連結子企業または比例連結共同支配企業である場合には、発生の可能性が高い売却損（未実現損失）に係る引当金は、売却される株式の連結帳簿価額と回収可能価額（*valeur recouvrable*）または現在価値（*valeur actuelle*）との差額として算定される。ここで、回収可能価額または現在価値とは、正味売却価額（*valeur vénale*）と使用価値（*valeur d'usage*）のいずれか高いほうの価値をいう（PCG 第214条の6）。これに対して、被売却企業が持分法適用企業である場合には、発生の可能性が高い売却損（未実現損失）に係る引当金の設定は認められていない。売却される持分法適用株式は、その連結帳簿価額（のれん未償却額を含む）と有効価値（*valeur d'utilité*）のいずれか低いほうの価値で評価される（PCG 第221条の3）。ここで、有効価値とは、正味売却価額をいう。算定された減損（*perte de valeur*）は、のれんから控除する方法と持分法適用株式（のれんを除く）から控除する方法のいずれかによって処理される。フランスでは、のれんから控除する方法が一般的実務である<sup>9)</sup>。

連結売却損益の算定手続きから、連結売却損益には、株式の売却価格の算定に関して生じうる差額（割引現在価値の場合）および売却株式の売却価格と被売却企業自己資本に対する売却持分の連結最終価値との差額の2つが含まれる。したがって、個別売却損益と連結売却損益との差額に関して、株式の売却企業で認識される個別売却損益が修正されなければならない<sup>10)</sup>。

株式の売却が現金または現金同等物の引渡によって行われる場合に、支払いの繰延または分割払いが行われかつ割引の影響が重要であるときには、株式の売却価格の公正価値はその割引現在価値であることから、このときに行われる売却価格の修正は個別財務諸表に計上されている債権または財務収益を相手科目として、また、売却株式の正味帳簿価額の修正は連結剰余金または従前に連結自己資本に計上されてきた換算差額を相手科目として行われなければならない<sup>11)</sup>。

### (3) 連結財務諸表の表示

#### (a) 連結決算日以前に行われた株式の売却

株式の全部売却による被売却企業の連結除外は、株式の取得企業への支配または重要な影響力の移転日に行われる（CRC 規則第 99-02 号第 23100 項並びに第 280 項および第 290 項）。

支配または重要な影響力の喪失が遅くとも株式の売却事業年度の連結決算日において有効であるときには、被売却企業は当該事業年度から連結除外される。したがって、連結貸借対照表においては、当該被売却企業の資産項目および負債項目は表示されない<sup>12)</sup>

被売却企業に従前に適用されている全部連結または比例連結の方法および当該方法の適用から正常に生じた損益の表示方法は、支配の移転日まで保持されなければならない。したがって、売却事業年度の連結損益計算書においては、適切な項目において、かつ、株式の売却日前に適用された手続きと同一の手続きによって、当該事業年度期首と支配の移転日との間に実現された当該企業の収益および費用の各項目が表示されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 23100 項並びに第 280 項）。他方で、当該事業年度中に売却された企業が重要性を有する場合には、期間比較を容易にするために、連結損益計算書において、当該企業の純損益に対する企業集団持分を区分表示することも認められている（CRC 規則第 99-02 号第 23100 項並びに第 280 項）。この場合、「売却企業の純損益に対する企業集団持分」(Quote-part du groupe dans le résultat net des l'entreprises cédées)項目は、「全部連結企業及び比例連結企業の純損益」(Résultat net des entreprises intégrées)項目の後、「持分法による投資損益」(Quote-part dans les résultats des entreprises mises en équivalence)項目の前に、独立した1項目として表示されなければならない<sup>13)</sup> この表示方法が採用されるときには、連結財務諸表附属説明書 (annexe) (連結注記表) において、支配の移転日までの被売却企業の損益計算書の主要項目が記載されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 23100 項並びに第 280 項）。

従前に持分法が適用されている企業が当該事業年度に売却される場合には、当該事業年度期首と重要な影響力の移転日との間に実現された当該企業の損益に対する企業集団持分は、連結損益計算書において、「持分法による投資損益」項目と「売却企業の純損益に対する企業集団持分」項目のいずれかの項目として区分表示されなければならない。後者の表示方法が採用されるときには、連結財務諸表附属説明書において、従前に全部連結または比例連結されてきた企業と従前に持分法を適用されてきた企業への「売却企業の純損益に対する企業集団持分」の配分が記載されなければならない<sup>14)</sup>

#### (b) 連結決算日において進行中の株式の売却

売却契約が連結決算日において締結されており、かつ、支配または重要な影響力の移転が連結決算日後、連結財務諸表作成日以前に行われる場合には、被売却企業は売却手続中に存する（CRC 規則第 99-02 号第 23100 項並びに第 280 項および第 290 項）。連結決算日において売却手続中に存する企業は、前事業年度と同一の連結方法を適用して、当該事業年度において引き続き連結されなければならない<sup>15)</sup>

連結決算日において売却手続中に存する企業の資産および負債並びに収益および費用の各項目は、採用されている連結方法に係る表示規則に基づいて、連結貸借対照表および連結損益計算書において表示されなければならない<sup>16)</sup>

他方で、被売却企業が従前に全部連結または比例連結されている場合には、連結決算日において売却手続中に存する当該企業の資産および負債の各項目を連結貸借対照表において「売却手続中企業の純資産」(Actifs ou passifs nets en cours de cession) 項目として、また、収益および費用の各項目を連結損益計算書において「売却手続中企業の純損益に対する企業集団持分」(Quote-part du groupe dans le résultat net des entreprises en cours de cession) 項目<sup>17)</sup>として区分表示することも認められている。この表示方法が採用されるときには、連結財務諸表附属説明書において、売却取引に係る条件およびその完了日が記載されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 23100 項並びに第 280 項）。

被売却企業が従前に持分法を適用されている場合には、連結決算日において売却手続中に存する当該企業の株式を連結貸借対照表において「売却手続中企業の純資産」(Actifs nets en cours de cession)項目として、また、当該企業の損益に対する持分を連結損益計算書において「売却手続中企業の純損益に対する企業集団持分」項目として区分表示することも認められている。この表示方法が採用されるときには、連結財務諸表附属説明書において、従前に全部連結または比例連結されてきた企業と従前に持分法を適用されてきた企業への「売却手続中企業の純資産」の配分および「売却手続中企業の純損益に対する企業集団持分」の配分がそれぞれ記載されなければならない<sup>18)</sup>

### 3 株式の一部売却による連結除外

株式の一部売却（または不均等引受による資本増加に伴う持分比率の減少）によって親企業（投資企業）が他の連結企業（持分法適用企業）に対して少なくとも重要な影響力を行使することができなくなるときには、当該連結企業（持分法適用企業）は連結除外（déconsolidation）とされなければならない<sup>19)</sup>。このときには、次のこととなる（CRC 規則第 99-02 号第 23112 項並びに第 280 項および第 290 項）<sup>20)</sup>

- ① 連結売却損益は、株式の売却日における(a)株式の売却価格と(b)被売却企業自己資本に対する売却持分の連結最終価値との差額として算定される。株式の一部売却の場合には、被売却企業自己資本に対する売却持分の連結最終価値は次の要素の合計額である。
  - ① 売却日における売却株式に対応する被売却企業自己資本持分（自己資本には、売却事業年度期首と売却日との間に当該企業が実現した損益を含む）
  - ② 売却日における売却株式に対応するのれん未償却額（正味帳簿価額）
  - ③ 売却日における売却株式に対応する換算差額
- ② 連結売却損益は、当該企業に対する支配または重要な影響力の移転日に、連結損益計算書において認識される。

- ③ 株式の売却損が発生する可能性が高いときには、引当金が設定される（持分法適用企業の場合を除く）。
- ④ 連結財務諸表の表示方法は、継続して所有される株式が連結貸借対照表において表示されることを除いて、株式の全部売却の場合と同一である。
- ⑤ 株式の一部売却日において継続して所有される株式は、当該企業自己資本に対する所有持分の連結最終価値（所有株式が表す当該企業自己資本に対する持分，所有株式に対応するのれん未償却額および所有株式に対応する換算差額の合計額）で評価され、連結貸借対照表において資産として計上される。当該株式の価値（帳簿価額）は、以後、取得原価（coût d'entrée）とみなされる。
- ⑥ 株式の一部売却日において連結自己資本に計上されている換算差額のうち売却株式に対応する換算差額は、当該株式の売却事業年度の損益として戻し入れられる（CRC 規則第 99-02 号第 32011 項）。継続して所有される株式に対応する換算差額は、連結自己資本に継続して計上され、当該株式が売却されるときに損益として戻し入れられる。

#### 4 株式の売却によらない連結除外

株式の売却によらずに支配または重要な影響力を喪失し、連結除外となる場合として、次の2つが例示される（CRC 規則第 99-02 号第 233 項）。

- ① 当該企業に対して行使される支配または重要な影響力を実質的に検討することとなる厳しい長期にわたる制限が存する場合。
- ② 当該企業が重要性の規準を下回る場合。

これらの場合には、当該企業の株式は、その売却日まで、当該企業自己資本に対する所有持分の連結最終価値（当該株式が連結除外日において表す当該企業自己資本に対する持分（自己資本には、連結除外事業年度期首と連結除外日との間に当該企業が実現した損益を含む）、当該株式に対応するのれん未償却額および当該株式に対応する換算差額の合計額）で評価され、連結貸借対照表において資産として計上されなければならない。また、当該取引は、それ自体

では、株式の売却損益や連結自己資本の増減を生じさせない（CRC 規則第 99-02 号第 233 項）。

### Ⅲ 事業部門の売却

株式の全部売却に関する会計処理方法は、株式の売却が存しない場合でも、事業部門（branche d'activité）の売却もしくは廃止（arrêt）または全部連結子企業の下位企業集団（sous-groupe ; sous-ensemble）の売却の場合にも適用される（CRC 規則第 99-02 号第 23102 項）<sup>21)</sup>

#### 1 売却予定の事業部門の固定資産の評価

売却（廃止）予定の事業部門（全部連結子企業の売却予定の下位企業集団）の固定資産は、正味帳簿価額と回収可能価額（現在価値）のいずれか低いほうの価値で評価される（PCG 第 214 条の 5）。

正味帳簿価額は、当該固定資産の減価償却累計額を考慮して算定される（PCG 第 214 条の 6）。減価償却方法として定額法が適用されている場合には、売却予定の固定資産は、売却または使用の意思決定にかかわらず、その売却日まで継続して減価償却されなければならない。これに対して、生産高比例法が適用されている場合には、当該固定資産が事実上使用されなくなるときに減価償却は中止されなければならない<sup>22)</sup>

従前は使用予定であった固定資産が売却予定となる場合に、減損の兆候（indice de perte de valeur）が存するときには、減損テスト（test de dépréciation）が実施されなければならない（PCG 第 214 条の 16）。当該固定資産の回収可能価額（現在価値）は、正味売却価額と使用価値のいずれか高いほうの価値である（PCG 第 214 条の 6）。

売却予定の事業部門の固定資産の回収可能価額が正味帳簿価額を下回る場合には、当該正味帳簿価額は回収可能価額まで減額されなければならない（PCG 第 214 条の 18）。この場合、当該固定資産が継続して使用されるときには減損処理、当該固定資産が使用されないときには臨時償却（amortissement

exceptionnel) が行われる<sup>23)</sup>

## 2 売却損益の会計処理

### (1) 売却損益の算定

事業部門の売却損益は、事業部門の売却日における(a)事業部門の売却価格と(b)当該事業部門の連結最終価値（当該事業部門の識別可能資産および負債の連結帳簿価額、当該事業部門に対応するのれん未償却額および当該事業部門に対応する換算差額の合計額）との差額として算定される。当該売却損益の算定に算入すべき対応のれん未償却額が算定されえない場合には、親企業は、売却される事業部門が属している企業の取得に対応するのれんの未償却額および必要に応じて当該のれんの償却計画を見直さなければならない（CRC規則第99-02号第23102項）。

### (2) 売却損益の会計処理

事業部門の売却損益は、それが実現される日、すなわち、企業集団が当該事業部門の財務管理等、管理運営に対する支配の行使を停止する日に、連結損益計算書において認識される。株式および当該株式に付与された議決権の売却が存しないため、実務上、事業部門の売却が一括して行われる場合には、売却損益の認識日は売却契約または事実上の約款に定められている当該事業部門に対する支配の移転日である。これに対して、事業部門の売却が当該事業部門を構成する個別資産または資産グループに分割して行われる場合には、売却損益の認識日は当該個別資産または資産グループに対する支配の移転日であり、売却損益は場合によっては2事業年度において認識される<sup>24)</sup>

事業部門の売却において、売却損の発生の可能性が高い場合には、当該売却損（未実現損失）に対して引当金が設定されなければならない<sup>25)</sup> この場合、事業部門の売却が一括して行われるときには、当該事業部門のある資産に係る売却損（未実現損失）は他の資産に係る売却益（未実現利得）と相殺される<sup>26)</sup> これに対して、事業部門の売却が分割して行われるときには、売却益（未実現利得）との相殺は行わずに、売却予定の個別資産または資産グループごとに引

当金の設定対象となる売却損（未実現損失）を算定する必要がある<sup>27)</sup>

### 3 連結財務諸表の表示

株式の全部売却に関する表示方法は、重要性を有する事業部門または下位企業集団が売却される場合にも適用されうる（CRC 規則第 99-02 号第 23100 項並びに第 280 項および第 290 項）。

#### (1) 連結決算日以前に行われた事業部門の売却

株式の全部売却の場合と同様に、遅くとも連結決算日において事業部門（下位企業集団）が売却されるときには、連結貸借対照表においては、当該被売却事業部門の資産項目または負債項目は表示されない<sup>28)</sup>

従前に全部連結または比例連結されている企業の事業部門が当該事業年度に売却される場合には、株式の全部売却の場合と同様に、連結損益計算書において、①当該事業年度期首と支配の移転日との間に実現された当該事業部門の収益および費用の各項目別表示と②当該事業年度中の「売却事業部門（下位企業集団）の純損益に対する企業集団持分」（Quote-part du groupe dans le résultat net de la branche d'activité ou du sous-ensemble de l'entreprise intégrée cédé）項目の区分表示のいずれかの表示方法が認められている。後者の表示方法が採用されるときには、連結財務諸表附属説明書において、支配の移転日までの被売却事業部門の主要な損益項目が記載されなければならない<sup>29)</sup>

なお、従前に持分法が適用されている企業の事業部門が当該事業年度に売却される場合には、連結損益計算書において、株式の全部売却の場合と同一の表示方法が認められている。

#### (2) 連結決算日において進行中の事業部門の売却

従前に全部連結または比例連結されている企業の事業部門が連結決算日において売却手続中に存する場合には、当該事業部門の資産および負債並びに収益および費用の各項目は、株式の全部売却の場合と同様に、連結貸借対照表並びに連結損益計算書において、①各項目別表示と②「売却手続中事業部門（下位企業集団）の純資産」項目並びに「売却手続中事業部門（下位企業集団）の純

損益に対する企業集団持分」項目の区分表示のいずれかの表示方法が認められている。後者の表示方法が採用されるときには、連結財務諸表附属説明書において、売却取引に係る条件およびその完了日が記載されなければならない<sup>30)</sup>

なお、従前に持分法が適用されている企業の事業部門が連結決算日において売却手続中に存する場合には、連結貸借対照表並びに連結損益計算書において、株式の全部売却の場合と同一の表示方法が認められている。

## IV 全部連結企業間の資産の振替

### 1 株式の内部振替

全部連結2企業間（全部連結子企業と全部連結子企業との間または全部連結子企業と親企業との間<sup>31)</sup>）における株式の全部もしくは一部売却（拠出または交換）取引から生じた内部性を有する売却損益（未実現損益）は、損益を実現した企業に対する親企業（企業集団）持分と少数株主（被支配株主）持分とに配分することによって、全額消去されなければならない（CRC規則第99-02号第2321項および第2610項）。売却損（未実現損失）が発生する可能性が高い場合には、引当金が設定されなければならない<sup>32)</sup> 法人税等は、全部連結2企業間の資産売却に係る内部損益の消去が及ぼす影響額だけ修正されなければならない（CRC規則第99-02号第2610項）。

全部連結2企業間で売却された株式は、当該株式が売却前に連結貸借対照表において有していた価値に回帰され、その価値で保持される（CRC規則第99-02号第2321項）。このような歴史的原価への回帰は、取得企業における株式の取得原価から、消去されるべき内部売却損益の全額を控除することによって行われる<sup>33)</sup>

全部連結されているが、株式の売却企業と取得企業が異なる持分比率で企業集団によって所有されている場合には、当該全部連結2子企業間における株式の全部または一部の内部売却は当該各連結企業に対する持分比率の変動となるにもかかわらず、当該持分比率の変動の修正処理は連結損益に影響を及ぼさな

い。つまり、当該株式の移転によって少数株主が所有している企業（株式移転当事企業的一方または他方）株式の全部または一部を取得または売却することとはならず、かつ、企業集団外とのどのような取引も行われないう限り、企業集団内の株式の振替（reclassement）から生じる少数株主持分の変動は、連結剰余金を相手科目として処理されるため、連結損益に影響を及ぼさない（CRC 規則第 99-02 号第 2321 項）。したがって、株式の内部振替のために不変の各連結企業の帳簿価額総額（自己資本総額プラスのれん帰属額）は、当該各連結企業に対する新しい持分比率によって、連結剰余金と少数株主に配分し直されなければならない。このとき、この新しい持分比率による配分は同額で増減が相反する連結剰余金と少数株主持分の変動をもたらし、当該変動は株式の移転が企業集団外との取引でない限り連結貸借対照表において保持されなければならない<sup>34)</sup>

## 2 株式以外の資産の内部振替

全部連結 2 企業間における株式の振替に関する会計処理方法は、全部連結 2 企業間（全部連結子企業と全部連結子企業との間または全部連結子企業と親企業との間）における株式以外の資産の振替のときにも適用される（CRC 規則第 99-02 号第 2321 項）。全部連結 2 企業間の株式以外の資産の振替として、(1) 現金その他の資産の引渡が行われる資産の振替および(2)全部連結企業株式の発行・交付が行われる資産の振替を挙げることができる。

### (1) 現金その他の資産の引渡による資産の振替

全部連結 2 企業間における対価として現金その他の資産の引渡が行われる資産の振替（例えば、固定資産の売却や交換）は、実務上、当該振替当事企業に対する少数株主持分の変動をもたらさない取引である。したがって、振替資産の歴史的な原価への回帰によって、当該振替に係る内部損益は全額消去されることとなる<sup>35)</sup>

### (2) 全部連結企業株式の発行・交付による資産の振替

全部連結 2 企業間における対価として株式の発行・交付が行われる資産の振

替(特に、合併または資産の一部抛出)は企業集団では内部取引である<sup>36)</sup>ので、内部振替のときに移転された資産および負債は当該資産および負債が連結貸借対照表においてすでに有していた価値で保持される(CRC規則第99-02号第2321項)。したがって、移転された資産および負債は、その歴史的原価で保持されなければならない<sup>37)</sup>

親企業による全部連結子企業の吸収合併は、企業集団では内部取引である。したがって、①被合併全部連結子企業の資産および負債(のれんおよび評価差額を含む)は不変のまま、②のれんは「のれん」項目として、③親企業の個別財務諸表において計上された合併差益は当該項目として、合併後の連結貸借対照表において保持されなければならない<sup>38)</sup>これに対して、全部連結子企業による親企業の吸収合併は、当該合併によって企業集団の親企業の変更をもたらすこととなるにもかかわらず、企業集団では内部取引である。したがって、①移転された資産および負債はその歴史的原価で保持され、②旧全部連結子企業に係る従前ののれんおよび評価差額は連結剰余金を相手科目として処理されなければならない<sup>39)</sup>

資産の振替が合併によって行われる場合には、合併企業の株式との交換によって資産を引き渡す被合併企業の株主である企業集団構成企業において生じる未実現損益は全額消去されなければならない<sup>40)</sup>

全部連結されているが、異なる持分比率による部分所有2子企業間で行われる合併または資産の一部抛出は、連結財務諸表において、被合併企業(または合併企業)の資産および負債に対する企業集団の持分比率の減少と合併企業(または被合併企業)の資産および負債に対する企業集団の持分比率の増加を同時にもたす。このとき、連結剰余金および少数株主持分の変動は、連結貸借対照表において保持され、連結損益に影響を及ぼさない。したがって、連結剰余金および少数株主持分は、同額で増減が相反的に、合併または資産の一部抛出前の状況に対して修正されなければならない<sup>41)</sup>

## V 少数株主所有株式の交換

企業集団の従前に所有している株式と交換することによって少数株主の所有している株式を当該企業集団が取得する場合には、株式の取得原価は交換される2つの株式価値のうち最も信頼しうる価値によって決定され、当該企業集団が従前に所有してきた株式の連結帳簿価額に基づいて交換損益が算定される(CRC規則第99-02号第24項)。

企業集団の従前に所有している株式との交換によって当該企業集団が取得する少数株主の所有している株式の取得原価は、交付する株式の帳簿価額ではなく、取得する株式の公正価値である<sup>42)</sup>。連結損益計算書において認識されなければならない交換損益は、株式の交換日(移転日)における(a)交換によって取得される少数株主の所有している株式の取得原価と(b)従前に所有され、交換によって交付される株式の連結帳簿価額との差額として算定されなければならない<sup>43)</sup>。

## VI 結びにかえて

IFRSに準拠した連結財務諸表を作成することを選択しないフランスの非上場企業がフランス会計基準に準拠して連結財務諸表を作成する場合に、従前に連結されてきた企業を連結除外するときの会計処理を中心に、その他持分比率の変動に関連する事項(持分比率が減少しても引き続き連結の範囲に留まる企業の場合を除く)の会計処理に関して、フランス会計基準の現状とその特徴を要約することで結びにかえたい。

- ① 連結除外日(連結の範囲からの除外日)は、企業集団が当該企業に対して行使している支配(排他的支配もしくは共同支配)または重要な影響力の移転日(喪失日)である。当該日は、一般に、売却される株式の移転と結び付いた議決権の移転日に付随する。しかし、支配または重要な影響力の移転が株式の移転前に行われる例外的な場合には、連結除外日は当該株

式に付与された議決権の移転日の前となりうる。

- ② 売却株式に係る連結売却損益は、株式の売却日（移転日）における①株式の売却価格と②被売却企業（株式を売却される企業）自己資本に対する売却持分の連結最終価値との差額として算定される。この算定手続きは、株式の全部売却および一部売却による連結除外の場合に適用される。
- ③ 株式の売却損益は、株式の売却による連結除外の場合でも、それが実現される日、すなわち、支配または重要な影響力の移転日に認識される。株式の売却損が発生する可能性が高いときには、引当金が設定される（持分法適用企業の場合を除く）。
- ④ 株式の一部売却による連結除外の場合に継続して所有される株式は、被売却企業自己資本に対する所有持分の連結最終価値で評価され、連結貸借対照表に計上される。この会計処理方法は、厳しい長期にわたる制限が存するためまたは重要性の規準を下回るために、株式の売却によらずに、支配または重要な影響力を喪失し、連結除外となる企業の場合に所有されている株式についても、同一である。ただし、この場合には、株式の売却損益や連結自己資本の増減は生じない。
- ⑤ 連結決算日以前に行われた株式の売却による連結除外の場合には、連結貸借対照表においては、当該企業の資産項目および負債項目は表示されない（ただし、株式の一部売却による連結除外の場合には、継続して所有される株式が表示される）。連結損益計算書においては、2つの表示方法が認められている。
- ⑥ 連結決算日において株式を売却する手続中に存する企業の場合には、前事業年度と同一の連結方法を適用して、当該事業年度において引き続き連結される。連結貸借対照表および連結損益計算書においては、それぞれ2つの表示方法が認められている。
- ⑦ 株式の全部売却に関する会計処理方法は、株式の売却がない場合でも、事業部門の売却（もしくは廃止または全部連結子企業の下位企業集団の売

却) の場合にも適用される。事業部門の売却損益は、事業部門の売却日における①事業部門の売却価格と②当該事業部門の連結最終価値との差額として算定される。事業部門の売却損益は、それが実現される日、すなわち、支配の移転日に認識される。事業部門の売却損が発生する可能性が高いときには、引当金が設定される。株式の全部売却に関する連結財務諸表の表示方法は、重要性を有する事業部門（または下位企業集団）の売却の場合にも適用される。

- ⑧ 全部連結 2 企業間における株式の売却（拠出または交換）取引から生じた内部売却損益（未実現損益）は全額消去され、当該株式はその歴史的原価に回帰される。企業集団内の株式の振替から生じた少数株主持分の変動は、連結剰余金を相手科目として処理されるため、連結損益に影響を及ぼさない。この全部連結 2 企業間における株式の振替に関する会計処理方法は、全部連結 2 企業間における株式以外の資産の振替（現金その他資産の引渡による資産の振替および株式の発行・交付による資産の振替）のときにも適用される。
- ⑨ 企業集団の従前に所有している株式との交換によって少数株主の所有している株式を当該企業集団が取得する場合には、当該取得株式はその公正価値によって評価され、交換損益が生じる。

#### 注

- 1) Blandin, Anne-Lyse, *Comptes consolidés : Règles françaises 2016*, Francis Lefebvre, Levallois 2016, n° 6523, p. 780.
- 2) Cf. *ibid.*, n° 6524, p. 781.
- 3) *Ibid.*, n° 6535, p. 782.
- 4) *Ibid.*, n° 6536, p. 782.
- 5) *Ibid.*, n° 6537, p. 783.
- 6) Cf. *ibid.*, n° 6538, p. 783.
- 7) *Ibid.*, n° 6542, p. 784.
- 8) *Ibid.*, n° 6544, pp. 784-785.

- 9) *Ibid.*, nº 6545, pp. 785-786.
- 10) *Ibid.*, nº 6548, pp. 786-787.
- 11) *Ibid.*, nº 6549, p. 787.
- 12) Cf. *ibid.*, nº 6553, p. 788.
- 13) *Ibid.*, nº 6554, p. 788.
- 14) *Ibid.*, nº 6555, p. 789.
- 15) Cf. *ibid.*, nº 6558, p. 790.
- 16) Cf. *ibid.*, nº 6559, p. 790.
- 17) *Ibid.*, nº 6560, p. 790.
- 18) *Ibid.*.
- 19) *Ibid.*, nº 6566, p. 791.
- 20) Cf. *ibid.*, nº 6566, pp. 791-792.
- 21) Cf. *ibid.*, nº 6652, p. 807.
- 22) *Ibid.*, nº 6658, p. 809.
- 23) *Ibid.*, nº 6659-3, p. 810.
- 24) *Ibid.*, nº 6662, pp. 811-812.
- 25) *Ibid.*, nº 6663, p. 812.
- 26) *Ibid.*, nº 6664, p. 812.
- 27) *Ibid.*, nº 6665, pp. 812-813.
- 28) *Ibid.*, nº 6669, p. 814.
- 29) *Ibid.*, nº 6670, p. 814.
- 30) Cf. *ibid.*, nº 6671, p. 814.
- 31) *Ibid.*, nº 6803, p. 819.
- 32) *Ibid.*, nº 6826, p. 823.
- 33) *Ibid.*, nº 6830, pp. 823-824.
- 34) *Ibid.*, nº 6833, p. 824.
- 35) *Ibid.*, nº 6856, p. 829.
- 36) *Ibid.*, nº 6861, p. 829.
- 37) *Ibid.*, nº 6864, p. 830.
- 38) *Ibid.*, nº 6865, p. 830.
- 39) *Ibid.*, nº 6866, p. 831.
- 40) *Ibid.*, nº 6867, p. 831.
- 41) *Ibid.*, nº 6870, pp. 831-832.
- 42) *Ibid.*, nº 6932, p. 840.
- 43) *Ibid.*, nº 6933, p. 840.